U & I N E W S L E T T E R

改正会社法(2021年3月1日施行)の概要②

~社外取締役~

弁護士法人 瓜生·糸賀法律事務所

URYU & ITOGA http://www.uryuitoga.com

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル36 勝

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

- 1. はじめに
- 2. 社外取締役に関する改正

弁護士 山本 大介

1. はじめに

2019 年 12 月 4 日、会社法の一部を改正する法律が成立し、改正された内容のうち、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店所在地での支店登記の廃止を除く部分が、今年の 3 月 1 日から施行されました(以下、改正後の会社法を「改正法」といい、改正前の会社法を「改正前会社法」といいます)。以下では、新たに施行される改正法の主要な変更点の概要を解説します(「株式会社」を単に「会社」、「株主総会決議」を「総会決議」ということがあります)。

本稿では、改正法のうち、社外取締役に関するものについて、その概要を解説します。

2. 社外取締役に関する改正

(1) 上場会社等における社外取締役の設置義務化

改正前会社法上は、上場会社等¹に社外取締役を設置することは義務ではなく、取締役に対し、定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明する義務が課されているにとどまっていました(改正前会社法 327 条の 2)。

しかし、社外取締役は、株主の共同の利益を代弁する者として、業務執行者から独立した立場で会社の経営の監督を行うこと、また、経営者・支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うことが期待されており、コーポレート・ガバナンスを実効的に機能させ、我が国の資本市場が信頼される環境を整備するという観点から、上場会社等に対して社外取締役の設置を義務付けるべきであるとの指摘がなされていました²。

改正法により、上場会社等に対して社外取締役の設置が義務付けられたことから(改正法327条の2)、上場会社等であって現在社外取締役を設置していない会社は、改正法施行後に社外取締役を選任する必要があり、適格な人物を選任する必要があります。

¹ ①監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であって、金融商品取引法 24 条 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、または②監査等委員会設置会社をいいます。

² 法務省民事参事官室「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下、「中間試案補足説明」といいます)44~45 頁

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

(2) 社外取締役への業務執行の委託に関する改正

(ア) 改正に至る経緯

実務においては、MBO等の、会社と業務執行者その他の利害関係者との利益相反が問題となる際に、取引の公正さを担保するために、社外取締役が当該業務を執行することが期待されていました。他方で、社外取締役は業務を執行することができず(改正前会社法2条15号イ)、社外取締役が会社の業務を執行した場合には社外取締役としての要件が失われるものとされており、社外取締役が会社法の趣旨に沿った行為をしたにもかかわらず、社外性を失ってしまうのではないかという疑義が生じていました3。

本改正により、改正法 348 条の 2 第 1 項に基づき執行を委託された業務を社外取締役が行った場合において、当該業務執行が「当該株式会社の業務を執行した」(改正法 2 条 15 号イ)に該当すると解釈される場合であっても、「当該株式会社の業務を執行した」に該当しないものとされることとなりました。

(イ) 改正の内容

改正法は、社外取締役を設置している会社が、当該株式会社と取締役との利益が相反する状態にあるとき⁴、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがある場合⁵に、当該株式会社は、取締役の決定(取締役会設置会社においては取締役会決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるとの規定を新設しました(改正法 348 条の 2 第 1 項)。

また、当該規定により委託された業務の執行は、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令に従って委託された業務を執行した場合を除き、株式会社の業務の執行(改正法 2 条 15 号イ)に該当しないものとされました(改正法 348 条の 2 第 3 項)。

(ウ) 実務への影響

本改正により、社外取締役が委縮することなく期待された機能を発揮することが可能となった結果、取引の公正さを確保するために、社外取締役に対して業務の執行を委託することが積極的に検討されることになると考えられます。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: https://uryuitoga.com/form)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

³ 中間試案補足説明 40~41 頁

^{4 「}株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき」とは、会社法 356 条 1 項 2 号または 3 号 に掲げる場合に限られません。MBO などが典型となります。

⁵「その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき」 の具体例としては、キャッシュアウトや、親子会社間の取引が挙げられます。

U & I N E W S L E T T E R

改正会社法(2021年3月1日施行)の概要②

~社外取締役~

弁護士法人 瓜生·糸賀法律事務所

URYU & ITOGA http://www.uryuitoga.com

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル36 勝

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

- 1. はじめに
- 2. 社外取締役に関する改正

弁護士 山本 大介

1. はじめに

2019 年 12 月 4 日、会社法の一部を改正する法律が成立し、改正された内容のうち、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店所在地での支店登記の廃止を除く部分が、今年の 3 月 1 日から施行されました(以下、改正後の会社法を「改正法」といい、改正前の会社法を「改正前会社法」といいます)。以下では、新たに施行される改正法の主要な変更点の概要を解説します(「株式会社」を単に「会社」、「株主総会決議」を「総会決議」ということがあります)。

本稿では、改正法のうち、社外取締役に関するものについて、その概要を解説します。

2. 社外取締役に関する改正

(1) 上場会社等における社外取締役の設置義務化

改正前会社法上は、上場会社等¹に社外取締役を設置することは義務ではなく、取締役に対し、定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明する義務が課されているにとどまっていました(改正前会社法 327 条の 2)。

しかし、社外取締役は、株主の共同の利益を代弁する者として、業務執行者から独立した立場で会社の経営の監督を行うこと、また、経営者・支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うことが期待されており、コーポレート・ガバナンスを実効的に機能させ、我が国の資本市場が信頼される環境を整備するという観点から、上場会社等に対して社外取締役の設置を義務付けるべきであるとの指摘がなされていました²。

改正法により、上場会社等に対して社外取締役の設置が義務付けられたことから(改正法327条の2)、上場会社等であって現在社外取締役を設置していない会社は、改正法施行後に社外取締役を選任する必要があり、適格な人物を選任する必要があります。

¹ ①監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であって、金融商品取引法 24 条 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、または②監査等委員会設置会社をいいます。

² 法務省民事参事官室「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下、「中間試案補足説明」といいます)44~45 頁

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

(2) 社外取締役への業務執行の委託に関する改正

(ア) 改正に至る経緯

実務においては、MBO等の、会社と業務執行者その他の利害関係者との利益相反が問題となる際に、取引の公正さを担保するために、社外取締役が当該業務を執行することが期待されていました。他方で、社外取締役は業務を執行することができず(改正前会社法2条15号イ)、社外取締役が会社の業務を執行した場合には社外取締役としての要件が失われるものとされており、社外取締役が会社法の趣旨に沿った行為をしたにもかかわらず、社外性を失ってしまうのではないかという疑義が生じていました3。

本改正により、改正法 348 条の 2 第 1 項に基づき執行を委託された業務を社外取締役が行った場合において、当該業務執行が「当該株式会社の業務を執行した」(改正法 2 条 15 号イ)に該当すると解釈される場合であっても、「当該株式会社の業務を執行した」に該当しないものとされることとなりました。

(イ) 改正の内容

改正法は、社外取締役を設置している会社が、当該株式会社と取締役との利益が相反する状態にあるとき⁴、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがある場合⁵に、当該株式会社は、取締役の決定(取締役会設置会社においては取締役会決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるとの規定を新設しました(改正法 348 条の 2 第 1 項)。

また、当該規定により委託された業務の執行は、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令に従って委託された業務を執行した場合を除き、株式会社の業務の執行(改正法 2 条 15 号イ)に該当しないものとされました(改正法 348 条の 2 第 3 項)。

(ウ) 実務への影響

本改正により、社外取締役が委縮することなく期待された機能を発揮することが可能となった結果、取引の公正さを確保するために、社外取締役に対して業務の執行を委託することが積極的に検討されることになると考えられます。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: https://uryuitoga.com/form)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

³ 中間試案補足説明 40~41 頁

^{4 「}株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき」とは、会社法 356 条 1 項 2 号または 3 号 に掲げる場合に限られません。MBO などが典型となります。

⁵「その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき」 の具体例としては、キャッシュアウトや、親子会社間の取引が挙げられます。